

○商工委員会

・内閣提出法律案（二件）

（衆）は提出時の先議院

番号	件名	先議院	提出月	参議院			衆議院			備考
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決	
123 80 国会	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案	（衆）	四、 三、二七	四、 二二、 七	四、 一二、 九	四、 一二、 一〇	四、 一〇、 三〇	四、 一一、 二七	四、 一二、 一	
123 83 国会	特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律案	〃	六、 一六	二二、 一	一二、 七	一二、 一〇	一〇、 三〇	一一、 三〇	一二、 一	

・本院議員提出法律案（一件）

番号	件名	提出者 （月日）	予備送 付月日	衆へ 提出	参議院			衆議院			備考
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決	
2	高度医療福祉機器の研究開発等の促進に関する法律案	和田教美君 （外二名 四、 一一、 二〇）	四、 一一、 五		四、 一一、 二〇	継続 審査	四、 一一、 二五 （予）				

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（第二百二十三回国会閣法第八〇号）

要旨

本法律案は、公正かつ自由な競争の促進による国民経済の一層の発展に資するため、独占禁止法違反行為に対する抑止力を強化する一環として、私的独占、不当な取引制限等の違反について、事業者等に対する罰金の最高限度額を現行の五〇〇万円から一億円に引き上げようとするものである。

委員長報告

ただいま議題となりました両法律案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律案の主な内容は、有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約等の確かつ円滑な実施を確保するため、特定有害廃棄物等の輸出入の承認、移動書類及び人の健康又は生活環境に係る被害を防止するための措置命令に関する所要の措置等を定めようとするものであります。

委員会におきましては、条約と法律案の整合性・主務大臣間の連携のあり方・環境保全とリサイクル・規制内容とその実効性の

担保等の諸問題について質疑が行われるとともに、厚生委員会及び環境特別委員会との連合審査会を開会するなど慎重に審査を進めてまいりましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、七項目の附帯決議を行いました。次に、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案の主な内容は、最近における経済情勢等にかんがみ、公正かつ自由な競争の促進による国民経済の一層の発展に資するため、私的独占、不当な取引制限等の違反について、事業者等に対する罰金の最高限度額を、現行の五百万円から一億円に引き上げようとするものであります。

委員会におきましては、参考人から意見を聴取するとともに、罰金の額が一億円となった理由とその妥当性並びに抑止効果・公正取引委員会の刑事告発に対する姿勢・企業の談合体質に対する対応策・公正取引委員会の執行体制の充実等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑終了の後、本法律案に対し、日本社会党・護憲民主連合吉田理事より事業者等に対する罰金の額を五億円に引き上げる修正

案が提出されました。

次いで討論に入りましたところ、日本社会党・護憲民主連合を代表して谷畑委員より、修正案に賛成、原案に反対の意見が述べられました。

討論が終わり、順次採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、五項目の附帯決議を行いました。
以上、御報告申し上げます。

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律案（第二百十三回国会閣法第八三号）

要旨

本法律案は、有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約等の的確かつ円滑な実施を確保するため、特定有害廃棄物等の輸出处及び輸入の承認、移動書類及び人の健康又は生活環境に係る被害を防止するための措置命令に関する所要の措置等を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、基本的事項の公表

環境庁長官、厚生大臣及び通商産業大臣は、条約等の的確かつ円滑な実施を図るため、必要な基本的事項を定めて公表する。

二、輸出の承認

特定有害廃棄物等を輸出しようとする者には、外国為替及び外国貿易管理法の規定により、通商産業大臣の輸出の承認を受ける義務を課すとともに、輸出の承認に先立ち、環境の汚染を防止するため特に必要があるものについては、環境庁長官が必要な措置が講じられているかを確認する。

三、輸入の承認

特定有害廃棄物等を輸入しようとする者には、外国為替及び外国貿易管理法の規定により、通商産業大臣の輸入の承認を受ける義務を課すとともに、環境庁長官は、事前に、通商産業大臣に対し、必要な説明を求め、及び意見を述べることができ

四、移動書類

特定有害廃棄物等の運搬又は処分を行う場合は、移動書類の携帯を義務付ける。

五、措置命令

主務大臣は、特定有害廃棄物等の輸出、輸入等が適正に行われない場合において、人の健康又は生活環境に係る被害を防止

するため特に必要があると認めるときは、特定有害廃棄物等の輸出者、輸入者等に対し、当該特定有害廃棄物等の回収又は適正な処分のための措置その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

六、その他

報告徴収、立入検査、手数料、罰則等について所要の規定を設けるとともに、施行期日については条約が日本国について効力を生ずる日とする。

委員長報告

三九ページ参照